

身体拘束等の適正化のための指針及びマニュアル



株式会社 *Seeds Care*
介護事業所 つぐみ

1. 身体拘束の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当社の介護事業所つぐみ（以下、「事業所」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないことを基本理念とし、適切な介護・障がい福祉サービスを提供することを目的に本指針を定める。

(1) 緊急やむを得ない場合の3要件

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、次の3つの原則を満たすことが必要である。

① 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護・ケア方法がないこと。

③ 一時的

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 身体的拘束に該当する具体的な行為

介護保険指定基準において、原則禁止の対象となる具体的な行為は以下のとおり。

① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。

- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

【基本方針】

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束を適正化することを目的として「身体拘束適正化検討委員会」を設置する。

(2) 身体拘束及び行動制限の原則禁止

当事業所では、サービスの提供にあたっては、利用者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束及びその行動制限を原則禁止とする。

(3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人または他の利用者の生命・身体を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束を行う場合については、身体拘束適正化検討委員会において事前に十分に検討する。[様式1]

身体拘束は切迫性・非代替性・一時性の3要件を全て満たした場合のみ、利用者本人または家族の同意を得て行う。[様式2]

身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録[様式3]の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。

(4) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行わずに済むよう、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者の尊厳を守り、主体性のある行動をサポートする。

- ② 利用者の身体的・精神的な自由を妨げないよう、言動に配慮する。
- ③ 利用者の意向に沿ったサービスを提供し、丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する名目で、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げてはならない。

2. 身体的拘束等適正化のための組織体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束等適正化のための体制を維持・強化する。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置・運営

当事業所において、身体拘束適正化を図るための取り組み等の確認・改善を検討するため、身体拘束適正化検討委員会を設置する。

身体拘束適正化検討委員会は、虐待防止検討委員会と一体的に設置・運営し、構成メンバーは同一とする。

3. 身体拘束発生時対応・報告に関する基本方針

(1) 対応

当事業所において、介護・障がい福祉サービスを提供中に、緊急やむを得ない身体拘束を行う場合の3要件に該当する事案が発生した場合、管理者等の判断を得て身体拘束を行うことになる。

やむを得ず身体拘束を行った場合には、次の項目について具体的に利用者本人及び家族等に説明し、書面で同意を得る。

(2) 報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、身体拘束適正化検討委員会で拘束解除に向けた確認（3要件の具体的な再検討）を行う。

4. 身体拘束の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対して、身体拘束禁止と人権を尊重した利用者への対応を徹底し、職員教育を実施する。

- (1) 定期的な教育・研修の実施（e-ラーニング及び行政等他機関による研修を含む。）
- (2) 新任者に対する身体拘束禁止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

5. その他の身体拘束等の適正化推進のための基本方針

身体拘束等をしない人権を尊重したサービスを提供するためには、サービス提供に関わる職員の全てが身体拘束の禁止に対する共通認識を持ち、拘束を無くすよう取り組むものとする。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧

当事業所の身体拘束適正化のための指針は、利用者及び家族等が自由に閲覧できるよう、事業所内に掲示する。

7. 指針等の見直し

本指針は身体拘束適正化検討委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

2022年 3月31日 作成

2022年 月 日 改正

身体拘束・行動制限に関する説明書 [様式2]

____様、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において、最小限度の身体拘束・行動制限を実施することに同意をお願いいたします。

緊急やむを得ず身体拘束を行う際の3要件は次のとおりですのでご理解ください。

- ① 利用者本人又は他の利用者の生命や身体が危険にさらされる可能性が高いと判断される時。
- ② 身体拘束・行動制限を行う以外に代替の介護・ケア方法がないと判断される時。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

個別の状況による理由	
方法（場所、内容、部位）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

できる限り早期に身体拘束・行動制限を解除することを目標とし、上記のとおり実施いたします。

株式会社 Seeds Care 介護事業所つぐみ
管理者 水戸 美香

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、同意いたします。

年 月 日

氏名

ご本人との続柄

(参考) 身体拘束・行動制限の例

- ・車いすやベッドなどに縛る
- ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける
- ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を使用する
- ・職員自身が利用者を押さえて行動制限をする。

身体拘束経過記録 [様式3]

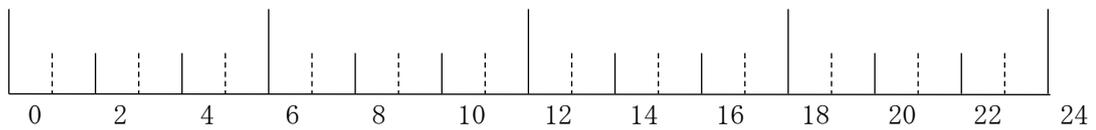
実施日	年 月 日 ()	記録者	
-----	-----------	-----	--

実施内容		心身状況	
ミトン着用	右 左	興奮	
抑制	右上 左上 右下 左下 体幹		
つなぎ		訴え	
4点柵			
車椅子	後ろブレーキ ベルト	皮膚症状	
その他		その他	

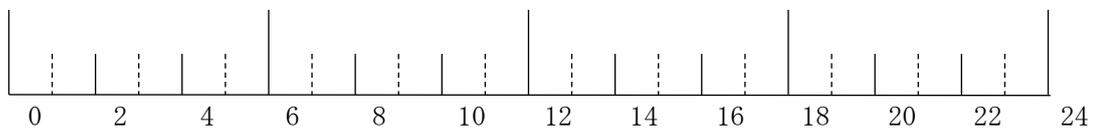
緊急やむを得ない理由

実施時間 (開始 ● 解除 ○)

身体拘束等内容 ()



身体拘束等内容 ()



身体拘束等内容 ()

